

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり公表する。

指定した指定納付受託者

名 称	事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定年月日
株式会社札幌北洋カード	札幌市中央区大通西3丁目	旭川市証明戸籍手数料及び旭川聖苑使用料	令和4年4月1日
株式会社日専連旭川	旭川市2条通8丁目		

(担当)

市民生活部市民課

電話 25-6204